

## 仕様書

### 1 業務名

オートクレーブ点検業務

### 2 業務内容

本業務は微生物検査等に使用するオートクレーブの点検を行うものである。本業務の対象機器及び点検作業内容は下表のとおりとする。

| No. | メーカー名 | 型式      | 設置場所    | 点検作業内容                                                                      |
|-----|-------|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1   | トミー   | LSX-500 | 無菌室A    | 精密保守点検パターンA<br>(メーカー点検)                                                     |
| 2   | トミー   | LSX-500 | 食品細菌検査室 |                                                                             |
| 3   | トミー   | LSX-300 | ウイルス検査室 |                                                                             |
| 4   | トミー   | LSX-300 | 安全検査室   |                                                                             |
| 5   | トミー   | LSX-300 | HIV検査室  |                                                                             |
| 6   | トミー   | LSX-300 | 腸内細菌検査室 |                                                                             |
| 7   | ヤマト   | SN200   | 結核検査室   | 保守点検<br>本体の損傷の有無・ふたの締付ボルト摩耗の有無・管及び弁の損傷の有無・温度測定・圧力測定を含むこと。また、報告書を作成し、提出すること。 |

### 3 契約履行期間及び定期点検実施期間

- (1) 契約履行期間は、契約締結の日から令和8年3月13日までとする。
- (2) 点検は、契約履行期間に実施すること。

### 4 完了届

受託者は、業務完了後速やかに完了届を提出すること。

### 5 その他

- (1) 点検の実施時期及び実施方法等について、事前に委託者と打合せること。
- (2) 受託者は、この業務を遂行するにあたり細部に疑義のある場合は、本市の指示を求め、滞りなく業務を進めること。
- (3) 受託者は機器において不具合を発見した場合、ただちに委託者に報告すること。
- (4) 点検作業終了後、点検報告書を提出し、委託者の確認を得ること。
- (5) 業務の遂行に当たって受託者の不注意により生じた故障、破損及び事故等は受託者の責任において処理すること。
- (6) 受託者は、業務の遂行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、業務上適用される環境関係法令等を遵守することなどに積極的に取り組み、環境負荷の低減に努めること。
- (7) 受託者は、原則役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務

の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。受託者は、役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。

6 連絡先

札幌市保健福祉局衛生研究所保健科学課微生物係（担当 前田）

札幌市白石区菊水 9 条 1 丁目 5－22

TEL：011-841-7672 FAX：011-841-7073